

## 税金

## 税理士による地区相談会

税理士による確定申告書の書き方などの相談会を無料で行います。

※いずれの会場も正午から13時まで  
は相談は行っておりません。なお、  
申告会場の混雑状況によっては、  
早めに受け付けを終了する場合が  
あります。

開設場所	開設日					開設時間
	12 火	14 木	18 月	19 火	20 水	
有田市文化福祉センター	●	●				9:30 ~ 16:00
湯浅納税協会 3階 会議室			●			9:30 ~ 15:00
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室				●		
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室					●	

※有田市会場は、有田市民会館から変更になっています。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と、筆記用具・印鑑などをお持ちください。

※各会場とも「土地・建物・株式などを売却した所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」「雑損控除」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

問湯浅税務署 ☎63・53351

## 平成30年分

## 湯浅税務署の所得税確定申告会場

● 開設期間／平成31年2月18日(月)

～3月15日(金)

※土日を除きます。

※2月15日(金)以前は開設していませんが、作成済みの申告書の受け付け・用紙の交付は行っています。

相談受け付けは16時までです。なるべく早めにお越しください。なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に相談受け付けを終了する場合があります。

※作成済みの申告書の受け付け・用紙の交付は17時まで行っています。開設日初日や、確定申告期限間際は、大変混雑することが予想されます。申告書などは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成

できます。作成した申告書などはe-Taxを利用して送信いただくか、印刷して郵便などで提出してください。

問湯浅税務署 ☎63・53351

## 平成31年1月以降のe-Tax

平成31年1月から、個人納税者がe-Taxを利用する場合、次の2つの方式が利用いただける予定です。

- マイナンバーカード方式
- ID・パスワード方式

詳細については、e-Taxホームページ「e-Tax利用の簡便化の概要について」([www.e-taxнтаgo.jp/kanbenka/index.htm](http://www.e-taxнтаgo.jp/kanbenka/index.htm))をご覧ください。

問湯浅税務署 ☎63・53351

## いつでもどこでもスマホで申告

平成31年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書を送信できるようになります。その際はID・パスワード方式を利用します。

さらに、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用画面をご利用いただけるようになります。

問湯浅税務署 ☎63・53351